

事 務 連 絡

令和4年1月21日

入 国 者 収 容 所 総 務 課 長 殿
入 国 者 収 容 所 首 席 入 国 警 備 官 殿 (企画管理担当)
地方出入国在留管理局・支局首席審査官 殿 (仮放免担当)
地方出入国在留管理局・支局首席入国警備官 殿 (企画管理担当)

出入国在留管理庁

出入国管理部警備課補佐官 梅 原 義 裕

現下の新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえた仮放免の運用について
新型コロナウイルス感染症の再拡大を受け、令和4年1月9日から、まん延防止等
重点措置区域に広島県、山口県及び沖縄県が指定され、本日から、東京都等13の都
県が同重点措置区域に加えられました。

現状、仮放免の運用に関しては、令和3年11月12日付け入管庁警第204号「新
型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言解除等を踏まえた仮放免の運用等につ
いて（指示）」に基づき行われているところ、緊急事態宣言が再発令されるとい
った状況にないことなどから、現時点において直ちに同指示に基づく運用を停
止するものではありませんが、各官署の所在地における新型コロナウイルス感
染症の感染状況によっては、収容施設での感染防止対策を踏まえ、適切に仮
放免を運用いただくよう留意願います。